

平成23年加美町議会第2回定例会会議録第2号

平成23年6月24日（金曜日）

出席議員（19名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
6番	木村哲夫君	7番	近藤義次君
8番	吉岡博道君	9番	工藤清悦君
10番	一條寛君	11番	佐藤善一君
12番	米木正二君	13番	沼田雄哉君
14番	猪股信俊君	15番	新田博志君
16番	伊藤淳君	17番	高橋源吉君
18番	伊藤由子君	19番	伊藤信行君
20番	一條光君		

欠席議員 なし

欠員（1名）

説明のため出席した者

町長	佐藤澄男君
副町長	森田善孝君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	畠山和幸君

税 務 課 長	鈴 木 裕 君
農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
森 林 整 備 対 策 室 長	高 橋 洋 君
商 工 観 光 課 長	日 野 俊 児 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 参 事 兼 課 長 補 佐	小 山 弘 君
子 育 て 支 援 室 長	吉 岡 悦 子 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	早 川 栄 光 君
宮 崎 支 所 長	佐 竹 久 一 君
総 務 課 長 補 佐	佐 藤 敬 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教 育 総 務 課 長	竹 中 直 昭 君
社 会 教 育 課 長	鈴 木 啓 三 君
体 育 振 興 課 長	大 類 恭 一 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	早 坂 安 美 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 啓 君
次 長	熊 谷 和 寿 君
議 事 調 査 係 長	橋 本 幸 文 君
主 査	佐 藤 礼 実 君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第2号 平成22年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 3 報告第3号 平成22年度株式会社薬菜振興公社決算について

- 第 4 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
 - 第 5 報告第 5 号 平成 2 2 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 第 6 報告第 6 号 平成 2 2 年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - 第 7 報告第 7 号 平成 2 2 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 第 8 報告第 8 号 平成 2 2 年度加美町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 第 9 報告第 9 号 平成 22 年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について
 - 第 1 0 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について
 - 第 1 1 議案第 4 2 号 加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
 - 第 1 2 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）
 - 第 1 3 議案第 4 4 号 平成 2 3 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 1 4 議案第 4 5 号 加美町副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 第 1 5 議案第 4 6 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 第 1 6 議案第 4 7 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 第 1 7 議案第 4 8 号 加美町監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第 1 8 加美町選挙管理委員会委員の選挙
 - 第 1 9 加美町選挙管理委員会補充員の選挙
 - 第 2 0 農業委員会委員の推薦について
 - 第 2 1 議発第 1 号 東日本大震災に伴う緊急意見書の提出について
 - 第 2 2 請願第 1 号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書
(案) の採択を求める請願書
 - 第 2 3 議員派遣の件について
 - 第 2 4 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで

午後1時30分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、本日は大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番下山孝雄君、2番尾形 明君を指名いたします。

日程第2 報告第2号 平成22年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第2、報告第2号平成22年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 本日もよろしくお願いを申し上げます。

報告第2号平成22年度加美郡土地開発公社決算について、御報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成22年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成22事業年度事業報告書のとおりでございますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 新しく土地を買ってですね、工場が来るような予定がないのか、あるのか、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長お答えします。

前にも御質問がありまして、答弁したと思っておりますけれども、加美町では御案内のとおり、雁原地区におきましては、すべての団地用地が完売してございます。ただ、その中で、まだ用地が大面積を持っているという関係で、小さく少しでも団地を販売したいという会社もございまして、その分がまだ雁原としての団地の販売ができる面積でございまして、ただ、町としましては、現在計画しております田川平柳線、それから色麻下多田川線、その近辺に対しまして工

場団地の用地として商工の方でゾーンとして指定をしております。ただ、それは農振法が現在上に乗っておりますから、それを解除しないとできないわけですが、その農振法に解除につきましてはいろいろな県、国等の協議をしている中で、工場が入ってきた段階で解除になるような形になります。それで、現在はその団地、指定地につきましては手挙げ方式、と言いますのは、その会社が希望して加美町に来た場合、その用地を見てもらいまして、その用地の地域があった場合、それに対して農振解除するというような形で事業を進めております。その関係上、現在は新しく入って来るといふ部分はございませんけれども、ただ加美町の中でも工場の撤退した部分、あるいは会社の撤退した部分等々がございます。それらについては、新しく譲り受けをして入りたいという工場関係の部分はございますけれども、現在新しく団地に入ってくるという部分についてはございません。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） ソニーでも、要するに売ってもいいというようなことが出ているのですか。その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長お答えします。

先ほど答弁しましたように、雁原の工場団地の中で自社の用地を結局、面積が大きいものから、現在の経営の経営面積では大き過ぎるというわけで、他の会社が入ってくるとすれば、販売してあるいは譲渡してもいいという部分については、今、ソニーという話がございましたけれども、現在ケーテックになってございますけれども、ケーテック等についても話は出ております。

○議長（一條 光君） そのほか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 12ページの事業計画書の中で、町道田川平柳線用地取得事業ということで5,098平米とあるのですが、道路幅によって長さは変わってくるのですが、大体何メートルぐらいを予定しているものなのかお願いします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

田川平柳線、全体延長が695メートルあります。それで、車道と歩道幅員合わせて16メートルということがございます。それで上の車道幅員、あと歩道幅、上の幅で16メートルですので、あと道路脇に側溝入れますので合わせて18メートルぐらいの幅員になると思います。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番、伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 10ページの説明に関連してなのですが、ここに用地取得費とありますけれども、この中の繰り越しの理由の中に関連してお伺いします。

庁舎建設用地の地権者6名とこの6名は同じなのかどうか。もし異なっているのであれば、その内訳、違うのは何名というようなことがわかれば教えてください。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

田川平柳線の道路幅員の用地の中に、庁舎予定地の地権者の方の用地分もあります。その中に、今回おかげさまで平成22年度の予算で全筆買い上げに協力していただきまして、契約をしております。公社の分につきましても、同じく用地交渉を地権者の方と一括して進めてくれた関係上、3月末には契約終わって登記する予定でございましたけれども、震災の関係上、若干登記がおくれまして、4月になった関係で繰り越ししていただきました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） ちょっと確認します。

庁舎建設用地の地権者と全く同じではないというふうに解釈してよろしいですね。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長お答えします。

用地は、庁舎の人もかかっております。ですから、現在の国道457号から色麻下多田川線まで695メートル、両サイドです。ですから、両サイドになりますとこの倍になりますから、その部分についての地権者すべてです。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第2号平成22年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第3 報告第3号 平成22年度株式会社薬菜振興公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第3号平成22年度株式会社薬菜振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第3号平成22年度株式会社薬菜振興公社決算について御報告申し上げます。

株式会社薬菜振興公社の平成22年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第16期平成22年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定によ

り報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 11ページ、最後の表なのですが、木質バイオマスというところで施設管理料が2,291万2,000円と、これはバイオマスを動かすだけの施設管理として、また別に出しているのかが1点、それと燃料費、中のあたりにあるのですが、この燃料費の1年間通してどのような効果があったか、その2点お願いします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

木質バイオマスにつきましては、収入と言いますか、につきましては指定管理料2,161万6,000円ということですので、その内訳でございますが、人件費につきまして約490万、それから主なものとしましては、やはり燃料費が1,090万円、それからもろもろの経費があるわけでございますけれども、当初、平成22年度の予定では全体としまして1,700万円程度の経費で済むのではないかということでしたが、やはり施設の機械の関係の故障等多々ありまして、それだけ燃料が多くかかったという経過がございます。

それから、木質チップの単価が高くなったと。当初見込みが1キロ当たり4円ぐらいで見込んでおりましたが、最終的には7円ぐらいになってしまったということでの燃料の高騰等がございます。今現在におきましては設備関係は順調に経緯してまして、22年度の燃料削減率が約45%ぐらいでございましたが、4月、5月、今6月でございますが、今の経過を見ますと七十数パーセントぐらいの燃料の削減率になっているというような状況で、ほぼ順調に稼働しているような状況でございます。

○議長（一條 光君） ほかに質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 6番議員の質問と関連すると思います。

ただいま、商観課長から答弁ありましたが、燃料を節減するために木質バイオマスをボイラーの方で多額の燃料費を消費している。やはりCO₂削減では大きな削減になっていると、その面では評価したいと思いますが、この数字だけ見ると、やはり余り効果がないと言わざるを得ないような状況にあります。21年度を比較しますと燃料費で11%、23年度計画でも27%ぐらいの計画削減しかになっておりません。今、課長より45%ぐらい削減があるという答弁ですが、どうも数字だけ見ると納得が行かない数字にあります。したがって、今後ボイラーそのものには、今問題はないということがございます。やはりチップ、燃料費、これが1,100万円ほどか

かっています。これをいかに安く抑えるかにかかっていると思います。その辺もう少し、ことしの、現在の状況も含めて詳しく説明いただきます。

それからもう1点ですが、22年度事業については360万円の損失を出しております。この理由については、やはり震災の影響が大きくかかわってきていると思います。これは基本協定にもうたっているわけですが、リスク分担、やはり不可抗力だと思います。これにより施設あるいは設備の復旧については町が負担するわけですが、事業の中断については指定管理者と町との協議になっております。この協議が行われたかどうか、そして行われた場合はどういった協議がなされているか、その2点について伺います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長でございます。

バイオマス燃料の関係とあと薬師の湯、林泉館、ウオーターパークの燃料の削減の関係でございますけれども、22年度につきましてはやはりバイオマス施設の故障等によりまして、薬師の湯、それから林泉館、ウオーターパークの燃料の削減が約75%ぐらいで終わってしまったというような経過がございます。それと木質バイオマスのチップの値段の高騰というような原因がありまして、それほどやはり数字的に見まして削減率と言いますか、全体の燃料費ではそれほど削減がなかったわけでございますが、今年度につきましては当初の予想としましては施設の関係でもう少し不具合が出てくるのではないかとということと、あとやはり燃料、チップの高騰が続くのではないかとということで積算しておりましたが、今現在チップは順調に提供していただいておりますし、あとそのために順調な稼働にこぎつけまして、各施設の燃料費、重油関係でございますが、それについては去年よりも大幅に削減しているというような状況でございます。

それから震災等によりまして、3月11日から営業ができなくなりまして、3月18日から最初薬師の湯が営業しましたけれども、当初3日間は入館料無料にして利用をしていただいたという経過もあります。確かに、全体としまして人数が、入り込み客が減っておりまして、3月分の欠損がそのままこの決算に方にあらわれたというような状況でございます。

その中で、町としましては燃料費の高騰分につきましては、22年度380万円ほど補正しまして、指定管理料を増額しております。にもかかわらず、最終的にマイナス360万円ということになりましたが、これにつきましては公社と話し合いをいたしまして、累積の利益が去年度当初で600万円ほどあったものでございますから、それを充てていただきたいというような話で22年度は推移しておるところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 当初計画ですと、もう8割近くも燃料費が削減とするうたい文句で始まった事業でございます。大きな計画とのずれが出ていると言っても過言ではないと思います。やはり町で8割近くも出資している公社でございますので、もと強く担当課からも指導を行うべきだと思いますし、やはりこの東京産業の責任も私は大きいと思います。もっと責任をとってもらうような手立て、手段も含めて講ずるべきだと思います。その点、もう1回お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御指摘のとおり対処いたしたいと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。7番、近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 課長に考え方としてお尋ねするのですが、宮城県一の山持ちでそのほかに山みんな売れなくて困っているわけです。ぶん投げっぱなしで、40年も25年も30年もぶん投げている山がいっぱいあるのだけれども、我々考えると燃料安い、高いなど関係ないと思うのだけれどもいかがですか、その辺の考え方は。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） それにつきましては、森林整備対策室とも、かつてから山の有効利用というようなことで、間伐材等の利用等々いろいろ検討しておりますが、議員当然御承知と思いますけれども、大変単価が高くなるというようなことでございまして、これにつきましては、宮城県の方にも要請はしております、多少広域的に大崎圏内とか県北地域とかというような観点でそのチップの製造と言いますか、そういうことを考えていただいて全体的なCO₂の削減というような対策を図っていただきたいということで、これにつきましては県の方にも働きかけている状況でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長にお尋ねするのだけれども、山の有効利用というのは、今から大変必要なのでないのですか。環境整備ということも必要だけれども。宮城県一の山持ちでほとんどそういう点から供給あっていいと思うのだけれども、どうですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 既にこのバイオマス関係のチップの原材料について、大崎森林組合から議会に対しても請願があったということを聞いておりますし、こちらでも検討しているところでございますが、今、すぐにそれを施設をつくってやった場合にどれだけのコストがかかるか

ということになりますと、現在入れているものの四、五倍になるだろうという見込みなのです。したがって、宮城県がことしから導入しました環境税、こういったものに対する、要するに山を持っている町としてこういった施設の必要性、そしてまたその立地についても要望をしているということです。したがって、この何が一番コストが高くなるのやと、木を切ればすぐにそれを、即使えるものであれば簡単な話なのですが、そこに至るまでの工程においてかかる人件費、もろもろの経費、こういったものがそこにあるわけでごさいます、大変これはゆゆしきことで、ただ地球規模で考えればこういった方向の取り組みというものは必須の条件に、今なっていると思っております。したがって、今度の震災なども踏まえた上で、この水源であり、また森林の町である町として、こういったエネルギーの転換に関するものについては強く要望をしてその実現に努力していきたいと思っております。しばし、その時間をいただきたいということでございますので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。1 番下山孝雄君。

○1 番（下山孝雄君） 1 番。

私もバイオマスボイラーについてなのですが、やはり先がけた施設ということで、やってみていろいろ不都合も出てきております。

私聞るところによりますと、先ほど課長が故障もあったというようなことであります。いわゆる木質チップの高騰、あともう一つ私聞るところによりますと、質が安定しないということが一番問題になっているような気がするのですけれども。これの清掃作業、前は職員が当たってやっていたようなのですけれども、かなり釜も熱いところに入る、体も汚れるということで、これは臨時に切りかえたようだけれども、その中でやはり故障の原因の大きなものは質の低下、安定しない、そういった問題もあると思うのですけれども、結局どこにこういったものを求めるかということで、そういった対策についてどう考えておられるか。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長お答えいたします。

確かに当初、22年度なのですけれども、当初からかなりのチップの質の、何と申すのでしょうか、搬入する会社からのチップそれぞれのかなり差があったということで、粉塵が舞い上がったり、そういうものが結構あったということで、かなり苦勞されたことがありました。ただ、公社の方でもその業者に対していろいろと注文つけたりやっております、改善はかなりできております。ただ、9月からのチップの品不足がかなり響きまして、稼働率が悪かったということも事実でございます。ただ、現在はそういうふうな形で各業者との取り決め、いろいろ

やっております、かなり粗悪なチップは納入しないで返すという形でチップの改善を現在行っているという状況でございます。順調に今のところ稼働しておりますということでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。17番高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） 17番。

私も木質バイオチップボイラーについてなのですけれども、ちなみに今現在どこから原材料を納入しているのかと。それから何社から、それぞれのそして単価と、質が悪ければ恐らく燃焼効率が悪くなって焼却灰もふえてくると思うのですが、焼却灰の処理費、それはどれくらいかかっていたものかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 納入先等につきましては、今、手元に資料がございませんので、手元に入り次第お知らせしますので、よろしくお願ひしたいと思います。灰処理費用につきましても、後で報告させていただきます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第3号平成22年度株式会社薬業振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第4号 専決処分した事件の報告について

○議長（一條 光君） 日程第4、報告第4号専決処分した事件の報告について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第4号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成23年2月4日午前10時5分ごろ、加美町下多田川字中野34番地3付近の町道から国道457号線に出る交差点で、町有車両であります住民バスが一時停止線に従い停止した後国道に出ようとしたが、再度左右の目視確認を怠ったため、左側から来ていた相手側車両に気づかず接触し損傷を与えたことに対し、過失割合が町90%、相手側10%により賠償額が決定をいたしました。そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲においてその枠を定めること、及びこれに伴う和解に関する事に当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（一條 光君） これにて報告第4号専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第5 報告第5号 平成22年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
○議長（一條 光君） 日程第5、報告第5号平成22年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書
について報告求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第5号平成22年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について御
説明申し上げます。

本案件は、平成23年第1回3月定例会に上程し議決をいただいております、平成22年度加
美町一般会計補正予算（第7号）の繰越明許費について、共同受信施設整備事業、新庁舎建設
事業、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業、町道整備事業田川平柳線の
5事業及び東日本大震災のため3月29日に同議会に上程し議決をいただきました追加補正予算
（第8号）の繰越明許費について、土木積算システム公開事業のほか22の事業の繰越計算書
を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） この事故繰り越しでありますけれども、新年度入ってから3カ月経過し
たわけですが、この中で完了している部分があるのかどうか。そしてまた、特定財源、これに
支障はなかったのかどうか。お尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 11番に確認を申し上げます。

1ページの一般会計の繰越明許費の繰越計算書、その中でのことなのですか。事故繰り越し
って発言しなかったですか。

○11番（佐藤善一君） 次の質問で。

○議長（一條 光君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。こ
れにて質疑を終結いたします。

これより報告第5号平成22年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたし
ます。

日程第6 報告第6号 平成22年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について
○議長（一條 光君） 日程第6、報告第6号平成22年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書
について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第6号平成22年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について御

説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第220条第3項の事故繰越しというもので、歳出予算の経費の金額のうち年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のために支出を終わらなかったものは、これを翌年度繰り越して使用することができるように規定されているように、避け難い事故のために事業が完了しなかったものについては、地方自治法施行令第130条第3項で繰越明許費と同様に繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないとされているものであります。今回の事故繰越しは、平成21年度事業からの繰り越しとなった地域活性化経済危機対策事業、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、小野田幼稚園整備事業のほか、平成22年度からの繰り越しとなった町道整備事業柳沢広原線、加美町カレンダー作成事業及び鹿原地区公民館施設管理用備品購入事業の6事業で、いずれも年度内完了を目指してまいりましたが、東日本大震災による避け難い事故のため、事故繰越しとなったものであります。以上報告といたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 新年度入って3カ月経過しているわけですが、現在において完成されたものがあるのかどうか、それと同時にこの4億以上からなるこの繰り越しでありますけれども、大分特定財源が入っております。こういったものに支障はないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

事故繰越しにつきましては、地域活性化経済危機対策事業として、中新田体育館の舗装修繕工事、それから小野田体育館の受電設備改修工事、小野田体育館の舗装修繕工事、陶芸の里スポーツ公園屋外時計改修工事、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業としては、認定こども園の整備事業、幼稚園改修工事設計管理、それから町道三杉川底線道路維持修繕工事、町道西町沖道路修繕工事、それから陶芸の里遊覧道増築事務室改築工事、旧佐竹住宅特産販売施設工事等がございます。これらにつきましては、担当課より説明を申し上げます。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長お答えします。

今、企画財政課長から名前がありました工事に関しましては、すべて、今現在で完了しております。以上でございます。

○議長（一條 光君） ほかに質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 答弁漏れ。

○議長（一條 光君） 答弁漏れ。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 事故繰越しにつきましては、今、御質問のあった収入の特定財源等について、全く問題なく事業を終わらせております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成22年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを終了いたします。

日程第7 報告第7号 平成22年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（一條 光君） 日程第7、報告第7号平成22年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第7号平成22年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本案件は、平成23年3月16日に専決処分いたしました平成22年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の繰越明許費について、小野田浄化センター除塵機修繕事業及び公共下水道整備事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成22年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第8 報告第8号 平成22年度加美町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（一條 光君） 日程第8、報告第8号平成22年度加美町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第8号平成22年度加美町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本案件は、平成23年加美町議会第1回定例会に上程し議決をいただいております平成22年度加美町浄化槽事業特別会計（第2号）の繰越明許費について、浄化槽整備事業及び浄化槽施設災害復旧事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今回の震災で、仙台とか多賀城は下水道処理機能が麻痺して、かなり復旧回復に手間取って、長い時間市民は困っていたというニュースを耳にしましたし、テレビ等でも視聴してました。それで、加美町としては移動式のを廃止して定置式のものにかえるという話があったかと思うのですが、非常時の対策としては大丈夫なのかどうか、非常事態というか、今回は浄化槽施設を補修するというか、もとに戻すために予算を取って繰り越しているわけなのですが、非常時の対策はこれで十分なのかどうかを伺います。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

御質問の件なのですが、移動脱水車関係なのですが、それでことし町の方に移動脱水車2台ほどあるのですが、そのうちの1台が議員の方にもお知らせしてありますが、更新時期が迫ってまして、今年度から3カ年をかけた中新田の浄化センター内に建設する予定にしておりますけれども、あくまでもこれにつきましては中新田の浄化センター内の汚泥を処理するという事で考えております。それで、従来2台ありますけれども、その1台小野田と宮崎の浄化センター、それから町外や一部汚泥運んでますけれども、それが1台は残りますので、そういう関係で移動式のもの1台、それから固定式のもの3カ年かけてつくると考えております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号平成22年度加美町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

○議長（一條 光君） 日程第9、報告第9号平成22年度加美町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第9号平成22年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本案件は、平成22年度事業として予算計上しておりました上水道配水管布設工事について、東日本大震災により年度内完成が見込めなくなったことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、繰越計算書を作成しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第9号平成22年度加美町水道事業会計予算繰越計算書についてを終了いたします。

日程第10 承認第5号 専決処分した事件の承認について

○議長（一條 光君） 日程第10、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 承認第5号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）御説明申し上げます。

本案件は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年4月27日公布、同日施行されたことに伴いまして、加美町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の内容は、町民税において東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成22年分の雑損控除と控除できることとされたこと、その損失額の繰越期間が3年から5年に延長されたこと、また住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、この震災により居住できなくなっても引き続きこの適用が受けられることとあります。固定資産税においては、この震災により被災した住宅の土地について、平成24年度から平成33年度については住宅用地とみなすことと、この特例の適用を受けるための申告等についてであります。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これにて承認第5号専決処分した事件の承認についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、承認第5号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 議案第42号 加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第42号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第42号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の東日本大震災に対応するため、国において東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び関連する厚生労働省の政令が、平成23年5月2日に公布施行され、災害により負傷または住居家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行う災害援護資金の貸し付けについて、特例措置が講ぜられたところであります。これを受けまして、本町においても東日本大震災に係る特例措置として、災害援護資金の償還期間を10年から13年に、据え置き期間を3年から6年及び5年から8年に、貸し付け利率を年3%から年1.5%、保証人を立てる場合は無利子にするなど、貸し付け条件等を緩和するため、条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 国からの弔慰金、日赤など、新聞で見ると2,500億ぐらいの金が集まって、町村に配布がおくれているということ騒いでるのですけれども、果たしてその金は町村に来ているのかどうか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課参事兼課長補佐（小山 弘君） 保健福祉課長補佐お答えいたします。

ただいまの質問につきましては、災害義援金ということで日赤及びNHKの組織等に集まった義援金が全国レベルで2,300億という報道がなされておりまして、その義援金がまだ被災者の方に届いてないという報道が盛んに報道されております。それで、1回目の義援金の交付につきましては、4月にまず宮城県で国の方で死亡された方、それから住宅の全壊、これにつきましては1件当たり35万円、それから半壊世帯につきましては18万円、それからそういうことで交付が決定しております。そのお金につきましては、町の方に災害の件数の報告に基づきまして逐一入っております。それにつきましては、町はこれまで義援金の配分委員会等を経まして、その被災の戸数の分については配分しているということになります。その部分につきましては、まだその全国的な2,300億円余りの金額の、パーセントにしますとまだ低い率なのですが、最近その配分のスピードを早めるべく国の方で決定されたのを受けまして、宮城県の方に配分の事務が進んでおりますので、そのさらに配分というような内容につきましては、まだ宮城県の方から打ち合わせの内容が来ておりませんので、それにつきましては方向づけが明らかになり次第、速やかな対応をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 7番、近藤義次君。

○7番（近藤義次君） この災害弔慰金、これ350万円なんですか。その一体国の方でもたまたまおくらしているの、何でそういうふうになっているのですか。わかりませんか。何やっているの、一体いつまで。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課参事兼課長補佐（小山 弘君） お答えいたします。

国の方につきましては、そういうことでスピードを早めるべく、今、事務を進めているということで、あとその追加で配分するということにつきましても、県の方に多分連絡は入っていると思いますので、それを受けまして県の方の配分委員会で市町村にどのように配分するかという内容が、できるだけ早い時期に多分決定されて指示ということであると思います。

それから、災害弔慰金と言いますか、援護資金、これにつきましては全壊世帯について350万円、それから半壊世帯につきましては250万円まで貸し付けを受けられるということの内容になるわけですが、この内容につきましては4月補正予算でそれぞれ全壊7棟分、それから半壊3棟分の予算と合わせまして3,200万円の予算化を図っておりますけれども、ただいまのところこの申し込みはまだ来ていないという状況にあります。今回、この貸し付け要件が大分緩

和されるということにもしなりますと、それによりまして貸し付け希望者が出てくるのかなと
考えております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 関連質問で義援金なのですが、きのうの一般質問で時間がなかったので
ここでちょっと伺います。

宮城県の方に6月17日状況で義援金送金情報ということで、997億円ほど入っているという
情報があるのですが、加美町にどのくらい来ているのかと、あと6月10日付の町の損害本部だ
よりの中にも書いてあるのですが、この規定でどのくらい、今、支給と言いますか配られてい
るのか、状況をお願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課参事兼課長補佐（小山 弘君） 保健福祉課長補佐お答えいたします。

加美町における県からの配分につきましては、ちょっと少しお待ちください。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 数字的なものでわかりにくい部分あると思いますので、事前にきよ
う災害対策の状況、対応策という形で配付しております。この12ページに義援金についてとい
う形で資料出てますので、資料でもって御説明させて、見てもらえばわかるのでございますが、
加美町の義援金の状況、6月15日現在で81件で2,050万8,367円という形で災害本部だよりで紹
介するところがございます。義援金配分委員会で義援金として日赤とあと宮城県、460万円、
115万円が加美町の方に入っていると。合わせて義援金総額が2,625万8,367円、それに対して
現在の配分決定額がその下段のとおりでございます。配分済みが次のページになりますけれど
も168件で994万円という形になります。

それから、もう1点だけ御説明をさせていただきたいのが、義援金、これはあくまでも出す
場合は見舞金として、これはすべて見舞金として交付するという形であります。

それから、先ほどからお話になったました弔慰金なり支援金、これは災害救助法に基づく基
準の決まった中で優遇措置を受ける、法に基づいた支援金となりますので、支援金と義援金の
違い、義援金はおくまで出すときは見舞金で出すという形になりますので、先ほどの関係とは
若干ニュアンスが違うということだけ御説明したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたし
ます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま

す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第42号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、先ほど17番の高橋源吉議員より質問のありましたことに答弁の申し出がありますので、これを許可いたします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長でございます。

高橋議員の御質問にお答えいたします。

木質バイオマス施設のチップの納入業者でございますけれども、全体で12社ほど登録しております。会社名を言いますと、大和町のBWM、それから加美町のアサヒ工業、大崎市の環境開発公社エムシーエム、大郷町のエムケーエコプラント、それから東松島市の木村土建、あとジェーダブリュユーアールというところが納入の手配をしておりますけれども、その会社につきましては栗原市のエコテック東北、蔵王町のジェーエーシー、岩手県平泉のゴトウ株式会社、あと山形県遊佐町の遊佐製材所、福島県喜多方市のウッドチップ工業、新潟県村上市のエバグリーン株式会社の12社でございます。

単価的には、やはり加美町とか大和町の近隣におけるところにつきましては、大体5.2円から6円程度ということで単価は安い、やはり運搬料が安い分単価も安いわけでございますが、ジェーダブリュユーアールの方の関係につきましては6.5円から7円ちょっとということで、平均しまして、今、現在6.5円程度の単価となっております。

あと、灰処理費用でございますが、今、現在、平成22年度全体の合計しかわからないわけでございますけれども、22年度につきましては金額としまして99万9,000円でございますが、量につきましては約57トンということでございます。以上、答弁させていただきます。

○議長（一條 光君） 再質問がありましたら。高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） 納入業者につきましてはわかりました。

それで、灰処理なのですけれども、この公社から出てます資料見ますと、雑費の中ですか、勘定科目の中の、それで処理しているのでしょうか。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） そうです。

○17番（高橋源吉君） わかりました。以上で。